

喜多方市教育委員会自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、市民が参加する行事において、その参加者等が心肺停止状態に陥ったときの救急救命活動に備えるため、各種イベントの主催者に自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第２条 この要綱により貸し出すＡＥＤは、喜多方市教育委員会生涯学習課が所管するＡＥＤとする。

（貸出対象）

第３条 ＡＥＤの貸し出しの対象となる者は、市民が参加する各種イベント（以下「対象事業」という。）を主催する者とする。

２ 前項に掲げるもののほか、喜多方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者。

（貸出条件）

第４条 ＡＥＤの貸し出し条件は、ＡＥＤの使用に必要な講習を修了した者が対象事業会場にいること。ただし、教育委員会が認める場合はこの限りでない。

（貸出期間）

第５条 ＡＥＤの貸出期間（以下「期間」という。）は、対象事業の開催日前日から開催日の翌日までを限度とする。ただし、期間の最終日が教育委員会の閉庁日にあたる場合はその翌日までとする。

（申請手続）

第６条 ＡＥＤの借用を希望する者は、原則として借用予定日の３か月前から２週間前の日までの間に、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借用申請書（様式第１号）に、ＡＥＤに係る講習の修了証等の写しを添付して、教育委員会に申請しなければならない。

（貸出の決定）

第７条 教育委員会は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査してＡＥＤの貸し出しの承認又は不承認を決定し、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出決定通知書（様式第２号）を、当該申請者に通知するものとする。

（使用報告）

第８条 ＡＥＤの貸し出しを受けた者（以下「借用者」という。）のうち、ＡＥＤを使用した者は、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用報告書（様式第３号）に必要事項を記載し教育委員会へ提出しなければならない。

(維持管理・返却)

第9条 借用者は、第7条の規定による決定通知書に記載されている留意事項のほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)借用者は、A E Dを常に良好な状態で管理しなければならない。

(2)借用者は、A E Dを目的以外に使用してはならない。

(3)借用者は、A E Dを転貸し、又は譲渡してはならない。

(4)借用者は、A E Dを営利目的に使用してはならない。

(費用の負担)

第10条 A E Dの貸し出しは無料とする。

(損害賠償)

第11条 借用者は、当該A E Dをその責めに帰すべき理由により故障、破損又は紛失させた場合には、教育委員会の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

(返還)

第12条 教育委員会は、特に必要と認めたときは、貸し出し期間中であってもA E Dを返還させることができるものとする。

(損害賠償責任)

第13条 教育委員会は、A E Dの使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

様式第 1 号（ 第 6 条関係 ）

自動体外式除細動器 （ A E D ） 借用申請書

年 月 日

喜多方市教育委員会

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号
申込者氏名

印

喜多方市教育委員会自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱に基づき、次のとおり、A E D の借用を申請します。

イベント等の名称	
開 催 期 間	年 月 日（ ）～ 月 日（ ）
開 催 場 所	
主 催 者	
イベント等の概要	
A E D 管理責任者	連絡先（ ）
参 加 予 定 者 数	人
A E D 講習修了者	
借 用 希 望 日	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後
返 却 予 定 日	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後

※添付書類：A E Dに係る講習の修了証等の写しを添付してください。

※以下は記入しないで下さい。

A E D 管理番号	貸出	貸出日： 月 日	貸出者： 印
	返却	返却日： 月 日	受領者： 印

様式第2号（第7条関係）

自動体外式除細動器（AED）貸出承認（不承認）決定通知書

年 月 日

団体名

代表者 様

喜多方市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のありました自動体外式除細動器（AED）の貸し出しについて、次のとおり決定しましたので通知します。

貸出の可否	1 承認 2 不承認
イベント等の名称	
開催場所	
貸出期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで 日間
貸出AEDの 管理番号 No.	
不承認の理由	

□留意事項

- 1 AEDの貸し出しを受ける際は、この貸出承認決定通知書を係の者に提示してください。
- 2 AEDは落としたりしないよう大切に扱ってください。
- 3 成人用・小児用パッドは、実際にAEDを用いての除細動を行う直前まで開封しないでください。※故意又は過失により開封された場合は、賠償していただくことになります。
- 4 AEDを実際に使用した場合は、自動体外式除細動器（AED）使用報告書（様式第3号）により報告してください。

様式第3号（第8条関係）

自動体外式除細動器（AED）使用報告書

年 月 日

喜多方市教育委員会

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号
報告者氏名

印

年 月 日付けで借用した自動体外式除細動器（AED）の使用について、次のとおり報告します。

イベント等の名称	
使 用 場 所	
使 用 日 時	年 月 日（ ） 時 分頃
A E D 操 作 者	氏名（ 男 ・ 女 ）年齢
	関係（ 主催者 ・ 参加者 ・ その他_____）
患 者 情 報	氏名（ 男 ・ 女 ）年齢
	住所 (分かる範囲でご記入ください。)
A E D使用時の状況	